



市の花／つつじ

第1部 総論

▼新堀橋付近の玉川上水と新緑



1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の性格と期間
3. 基本目標と将来像
4. 計画の体系



1 計画策定の背景と目的

大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式が続くなかで、人々が環境に与える負荷は、自然が持つ復元能力を超えるまでに大きくなっています。こうした環境負荷の集積は、公害など地域の環境を損う多くの事例にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊や生物多様性の劣化、熱帯雨林の減少、酸性雨による被害など多くの課題を増大させています。

今日の環境問題を考えると、地球規模の広がりと将来にも渡る影響などを配慮し、今までのような公害対策、自然保護対策といった個別の枠でなく、人の健康、生活環境、自然環境を総合的に捉えることが必要となっていました。

我が国では、平成5年に「環境基本法」が制定され、地方公共団体の責務として地域に応じた施策の策定と実施を、さらに総合的かつ計画的な施策の推進を位置づけています。また、平成10年には「地球温暖化対策推進法」が、平成12年には廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の制定を受け、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するための「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

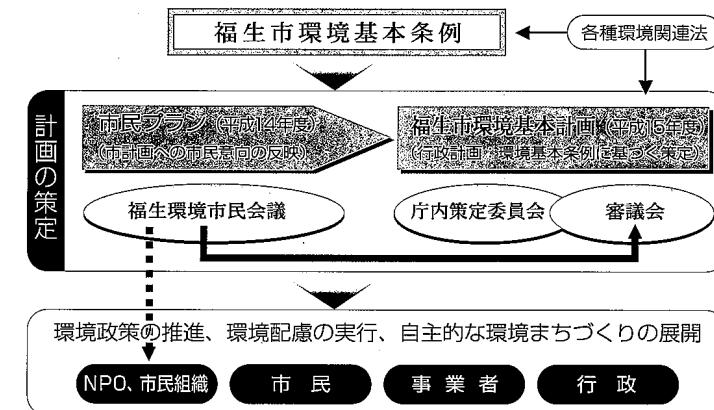
このような国の動きに呼応して、福生市においても環境問題への積極的な取り組みが必要となりました。健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、福生市らしい取り組みを進めることが重要です。こうした要請をうけ、環境政策の総合的指針となる「環境基本計画」を策定し、市民・事業者、市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望しい環境像の設定や目標・方策、環境管理の方向を明かにします。



2 計画の性格と期間

(1) 本計画の性格・位置づけ

- この計画は「福生市環境基本条例」に基づき、市の環境分野の施策の計画的・総合的な取り組みを明らかにします。
- この計画は、福生環境市民会議による「市民プラン」や市民・事業者アンケート等を受け策定するもので、市民・事業者・行政の「環境まちづくり行動計画」の性格を併せもちます。

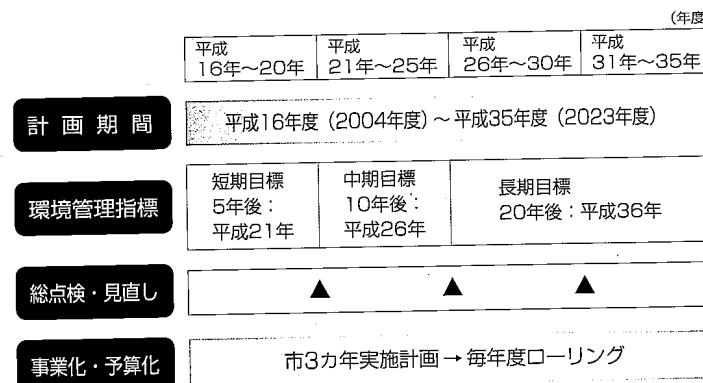


(2) 市民事業の位置づけ

- 環境問題の解決は、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組み、連携し合うことが大切です。
- 市が主体となって行う施策・事業とは別に、公共を担う一つの主体として市民・事業者がリーダーとなり取り組むことからを「市民事業」として位置づけました。
- 市は「市民事業」の促進に向け、推進の仕組みの検討をはじめ、団体の組織化等、様々な支援を図ります。

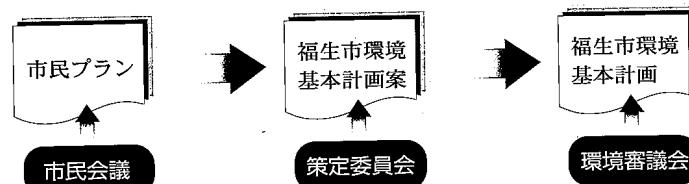
(3) 計画の期間

- この計画は、平成16年度から平成35年度までの20年間の計画です。
- 環境管理指標は、おおむね短期目標を5年後、中期目標を10年後、長期目標を20年後としています。（なお既に策定されている他の計画により、個別の目標年の場合もあります。）
- 地球温暖化対策など国際的な動向、新たな科学的知見・法整備などに対応するため、5年毎に計画の総点検を行い、環境管理指標や施策を見直します。



(4) 策定経過

- 福生市の環境基本計画は、公募による市民が構成する「福生環境市民会議」が主体的に「市民プラン」を策定し、これに基づいた計画案を策定するため府内に「策定委員会」を組織し「福生市環境基本計画」原案をつくり、「福生市環境審議会」において成案を取りまとめました。



3 基本目標と将来像

1) 福生の自然や文化を伝えていきます

- 近年、福生市は東京都心の住宅都市として成長を続け、都市基盤整備や生活の利便性など多くのものを得る一方、昔の穏やかで美しい自然の面影を失いつつあります。残された自然や文化財等歴史的な遺産を後世に引き継ぐこと、都市という環境にあるからこそ、緑や水辺、生き物に親しむ、潤いのある環境を築いていきます。

2) 人と暮らし中心のまちをつくります

- 子どもや障害のある人、高齢者をはじめ、誰もが安心して生活を楽しむことができる「人」を中心としたまちにするため、道路や住宅地等の望ましい姿を再考することが必要です。こうしたまちづくりに市民一人ひとりの小さな協力を引き出し、安全で緑豊かな生活環境やふれあい豊かなコミュニティを形成していきます。

3) 環境を考えライフスタイルを変えていきます

- 現在、私たちは、非常に便利な生活と引き換えに、地球温暖化、有害化学物質の拡散など、地球環境・生命圈の行方に大きな影響を及ぼす状況となっています。また、身近なこととして、ごみの問題や大気汚染など様々な環境問題が顕在化しています。地球市民として地球の未来を考え、資源を浪費する生活スタイルを変え、身近な生活から自分たちでやれることは、小さなことでも実行し、環境にやさしい都市を創ります。





4 計画の体系

1章 自然の保全・再生

- 1節 自然の水循環、多摩川の保全・再生
自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善
多摩川の防災、河川生態系の保全
- 2節 都市の自然の保全・再生
4つの自然軸の保全
都市の自然生態系の再生

2章 潤い豊かな安心できるまちの創造

- 1節 福生らしい景観・資質を活かすまちづくり
景観まちづくり 玉川上水などを活かしたまちづくり
- 2節 安心して歩ける道・緑のまちづくり
安心できる道路・都市施設の整備 緑豊かな優れた居住環境づくり

3章 むらし方の変革・地球システムへの適合

- 1節 ごみ発生抑制・資源化・適正処理の推進
ごみの発生抑制・処理負担の適正化 資源化・適正処理のためのシステムの構築
- 2節 地球環境問題・公害等への取り組み
地球温暖化対策への取り組み 公害防止・有害化学物質対策

1. 環境教育・学習の推進
2. パートナーシップの確立
3. 計画推進体制の確立

計画の推進・環境まちづくりの展開